北方町告示第　46　号

平成26年度北方町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号、以下「法」という。）及び北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第9号、以下「条例」という。）第4条の規定により、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

平成26年4月1日

北方町長　　室　戸　　英　夫

第1　処理の基本方針

（1）　生活系一般廃棄物は、排出者が自ら処分できるものの他、法及び条例の定めるところにより、北方町が処理する。

（2）　ごみは、可燃物と不燃物とに分け、又資源として再利用できるものは、なるべく回収するよう努めるものとする。

（3）　事業系一般廃棄物は、事業者が自ら処分することを原則とする。

第2　一般廃棄物の処理主体

1　ごみの処理主体

種　　類	排出量	収集運搬	処　　理	処　　分
可燃ごみ	t/年 3,200	委託 (株)美濃環境保全社	西濃環境整備組合	焼　却
事業系ごみ	2,000	許可 東海環境サービス・㈱富士 (株)野々村商店 (株)揖斐本巣クリーナー	西濃環境整備組合	焼　却
ペットボトル	40	委託 (株)美濃環境保全社 直　営	UR中部(株) ㈲舩坂商店	資源化
ガラスびん	130	委託 三新硝子(株) 直　営	三新硝子(株)	資源化
缶　類	32	委託 (株)美濃環境保全社 直　営	北方町リサイクルセンター 選別・プレス ㈲舩坂商店	資源化

古　着		t/年 55	委託 (株)美濃環境保全社 直　営	(有)舩坂商店	資源化
古紙類		300	直　営	(有)舩坂商店	資源化
不燃物	割れガラス・陶器類	60	直　営 委託 (株)美濃環境保全社	ティーエムエルデ(株)	資源化
	その他不燃物			三重中央開発(株) (有)みやび	埋　立
粗大ごみ		250	直　営	直営にて中間処理後の残渣の処理は以下のとおり ・可燃残渣→西濃環境整備組合→焼却 ・不燃残渣→その他不燃物と同様 ・金属残渣→(有)舩坂商店→資源化 ・廃布団類→(株)市川環境エンジニアリング、ティーエムエルデ(株)、(株)エコマインド→資源化	
その他プラスチック容器包装		40	委託 (株)美濃環境保全社 直　営	昭和電工株式会社	資源化
乾電池		5	直　営 拠点回収 委託　(株)美濃環境保全社	全国都市清掃会議	資源化
蛍光管		3	直　営 委託　(株)美濃環境保全社	全国都市清掃会議	資源化
白色トレイ 発泡スチロール		3	直　営 拠点回収	直　営	資源化
特定家庭用機器廃棄物 (義務外品)		10	許可 (株)椿製本美クリーナー (株)富　士	指定引取場所で引き渡し	

2　し尿等の処理主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務については、下水道への切り替えに伴い減少する見込みである。

種　　類	排出量	収集運搬	収集回数	処　理　・　処　分	
し　　尿	KL/年 180	許可 (株) 富 士	月　1回 及び随時	もとす広域 連合衛生施設	処理施設で処分
浄化槽汚泥	3,000	許可 (株) 富 士	随 時	もとす広域 連合衛生施設	処理施設で処分

第3　処　理　計　画

1　ごみ処理実施計画

（1）ごみの排出抑制・再資源化計画

ア　排出抑制の方法

町民及び事業者は、ごみの排出前の段階において包装の簡素化、容器の回収、自家処理などに努め、町は次の各事業を推進することにより、ごみの排出抑制を図る。

① 資源回収団体奨励金交付事業
② びん・ペットボトル・缶・その他プラスチック容器包装分別収集事業
③ 不燃物分別収集による資源回収事業
④ 白色トレイ、発泡スチロール分別回収事業
⑤ 中間処理施設における資源回収事業
⑥ 生ごみの堆肥化促進事業
⑦ 特定家庭用機器再商品化法対象品目収集運搬事業
⑧ 資源有効利用促進法や廃棄物処理法の広域認定制度に基づく対象品目の収集・運搬事業
⑨ レジ袋有料化促進事業

イ　再資源化の方法及び量

① 資源回収団体奨励金交付事業

従来から子ども会等が行っている古紙類、紙パックなど、再生利用できる古紙類の集団回収に対し、奨励金を回収量に応じて交付している。本年度の回収団体による計画収集量は307ｔである。

② びん、ペットボトル、缶、その他プラスチック容器包装分別収集事業

びん、缶の分別収集に引き続き、ペットボトルを平成10年度より分別収集を実施した。平成17年4月より更にその他プラスチック容器包装の分別収集を始め資源化を進めている。本年度の計画収集量は第2の表1のとおりである。

③ 不燃物分別収集による資源回収事業

不燃物のうち、陶磁器・割れガラスは資源化物として、乾電池・蛍光管は有害ごみ（一部資源化）として、分別収集し、適正な処理を進める。本年度の計画収集量は、第2の表1のとおりである。

④ 白色トレイ・発泡スチロール分別回収事業

平成11年度より白色トレイの拠点回収を始め、北方町リサイクルセンターにおいて発泡スチロールと混ぜて、スチロール減溶機による資源化を進めている。本年度の計画収集量は第2の表1のとおりである。

⑤ 中間処理施設における資源回収事業

平成17年4月より稼動した北方町リサイクルセンターにおいて粗大ごみを破砕し、磁選機及びアルミ選別機による金属回収や布団等の再資源化を行う。本年度の計画収集量は別表1のとおりである。

⑥ 生ごみの堆肥化促進事業

ダンボールコンポストやボカシの普及により、生ごみの堆肥化による資源循環を進めている。

⑦ 特定家庭用機器再商品化法対象品目収集・運搬事業

平成13年度から特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の施行に伴い、対象家電4品目のリサイクルを推進するために、小売業者の引き取り義務のない特定家庭用機器再商品化法対象品目については、本町の許可を受けた一般廃棄物収集業者（第2の表1のとおり）で収集し製造事業者等指定の次の引取場所へ運搬する。

【製造業者等指定引取場所】

㈱斉藤商店	揖斐郡大野町大字加納字六反田西1330-10
西濃運輸㈱ 岐阜支店	岐阜市柳津町流通センター3-1-1

⑧ 資源有効利用促進法や廃棄物処理法の広域認定制度に基づく対象品目の収集・運搬事業

パソコン、携帯電話、二輪車、消火器など事業者・団体が回収・資源化のリサイクルルートを確立したものについては、そのルートに沿った排出をするものとし、町の粗大ごみとして取り扱わない。

ウ　関連施設の概要

①　廃棄物資源化施設

施　設　名	北方町リサイクルセンター
所　在　地	本巣郡北方町柱本 700 番地
形　式	破砕設備 2 軸せん断型破砕機 選別設備 磁選機（吊下永磁式） アルミ選別機（永磁回転ドラム式） 再生設備 鉄圧縮成形機（油圧二方締機） アルミ圧縮成形機（油圧二方締機） 容器包装圧縮成形機（圧縮梱包型） ふとん圧縮梱包機 スチロール減溶機
公　称　能　力	3.36 t /5 h 粗大ごみ　1.5 t /5 h /日 金属ごみ　1.2 t /5h/日 プラスチック容器包装ごみ 0.61 t /5 h /日 布団・絨毯・カーペット 0.05 t /5h/日

②　資源ごみ拠点回収施設

施　設　名	北方町リサイクルセンター　エコドーム
所　在　地	北方町柱本 700 番地
建　物　概　要	鉄筋コンクリート造平屋建　延床面積 814 ㎡ 資源ごみ持込ヤード

③　啓発施設

施　設　名	北方町リサイクルセンター　プラザ棟
所　在　地	北方町柱本 700 番地
建　物　概　要	鉄筋コンクリート造平屋建　延床面積 314.94 ㎡ 展示室・ふれあいサロン・研修室

（２）収集・運搬計画

ア　収集・運搬する廃棄物の量

第２　一般廃棄物の処理主体に記載

イ　計画処理区域

北方町全域

ウ　収集回数

可燃ごみ：週２回／地区（町内２地区）

ビン、缶、プラスチック容器包装：月１回／地区（町内３地区）

ペットボトル：月１回／全町内

不燃物：隔月／地区（町内２地区）

粗大ごみ戸別収集：週２回

直接搬入ごみ：火・木・金曜日及び第２・第４日曜日

道路等公共施設内の飼い主不明犬猫等死体：随時

エ　収集の方法

①　可燃ごみ

平成26年４月１日より可燃ごみ処理券（ごみシール）制から指定ごみ袋制へと変更になり、町内約290ヵ所ある自治会等が指定する集積場へ当町指定ごみ袋（大袋45ℓ　小袋20ℓ）で朝８時までに排出するステーション方式として、収集地区を２地区に分け、１地区週２回の曜日を指定し、委託により収集する。

②　ビン・缶・プラスチック容器包装

町内約170ヵ所ある自治会等が指定する集積場へ回収かご及び専用容器にて朝８時までに搬出するステーション方式を原則として、収集地区を３地区に分け、１地区月１回の曜日を指定し委託により収集する。

③　ペットボトル

町内約170ヵ所ある自治会等が指定する集積場へ回収かご及び専用容器にて朝８時までに搬出するステーション方式を原則として、全町内毎月１回の曜日を指定し委託により収集する。

④　不燃物

町内約170ヵ所ある自治会等が指定する集積場へ回収かご及び専用容器にて朝８時までに搬出するステーション方式を原則として、収集地区を２地区に分け、隔月１回の曜日を指定し委託により収集する。

⑤　粗大ごみ

電話申込みにより有料で直営により戸別収集する。

⑥　廃乾電池

町内公共施設４箇所の常設ステーションでの拠点回収方式とし、第２・４金曜日に収集する。（働く婦人の家・役場・総合体育館・青少年ホーム）

⑦　白色トレイ

町内公共施設4箇所の常設ステーションでの拠点回収方式とし、第2．4金曜日に収集する。収集日には、町内各小学校に児童が白色トレイを持ち込むため、併せて収集する。（働く婦人の家・役場・総合体育館・青少年ホーム・町内各小学校）

⑧　美化運動時ごみ

河川美化運動（4月13日）及び町内一斉美化運動（8月3日）時の清掃ごみを委託し収集する。

⑨　事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者が自ら処理（運搬及び処理）するものとする。しかし、事業者が自ら処理できない場合は、町が収集・運搬を許可した業者に処理を委託する。

ただし、一般家庭から排出される一般廃棄物と合わせて週標準量50ｋｇかつ、収集回数2回を超えない場合は、可燃ごみの収集・運搬に準ずる。

⑩　直接搬入ごみ

資源ごみ、粗大ごみについて、火・木・金曜日及び第2、第4日曜日にリサイルセンターに自己搬入する。

粗大ごみについては、重量による処理料金（10ｋｇ毎400円）を徴収する。

⑪　道路等公共施設内の飼い主不明犬猫等死体

町民からの通報に基づき、随時委託により収集処理をする。

【委託業者】

㈱美濃環境保全社　　本巣市仏生寺391番地7

オ　収集基地等の概要

①　直　営

施設名	北方町リサイクルセンター
所在地	北方町柱本700番地
敷地面積	8,490.1　㎡

②　一般廃棄物許可業者（法第7条に規定する業者）

業者名	所在地
㈲揖斐本巣クリーナー	本巣市仏生寺391番地1
㈱富士	北方町小柳1丁目14番地
㈱野々村商店	岐阜市則松2丁目157番地
東海環境サービスセンター	大垣市墨俣町墨俣527

※許可業者の処分先については、第2の表1に準ずることを基本とする。ただし、北方町直営施設は除く。

（３）中間処理計画

ア　処理施設の概要

施 設 名	北方町リサイクルセンター
所 在 地	北方町柱本 700 番地
形　　式	2 軸せん断型破砕機
公称能力	1.5ｔ/5ｈ

イ　搬入される廃棄物の内訳量

別　紙　1のとおり

ウ　残渣の量及び処分方法

平成 26 年度における粗大ごみの中間処理後の残渣については、別紙 1 の粗大ごみの種類及び量に記載のとおり。

（４）最終処分計画

運搬業者	岐阜県岐阜市長良奥郷 7 番地 6 有限会社　みやび		
処理・処分業者	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地 三重中央開発　株式会社		
処理委託する一般廃棄物の種類、数量、処理方法	種　　類	数量	処理方法
	不燃物	30t	分別埋立処理
最終処分場の所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地		
最終処分場の面積、容量	面　積：142,949 ㎡ 容　量：2,875,896m³		

（５）住民に対する広報・啓発活動

本年度に実施する広報・啓発活動の内容は、下記のとおりである。

ア　ごみ中間処理施設見学の受入れ

イ　「環境だより」の作成・配布

ウ　くらしのカレンダーの作成・配布

2　生活排水処理実施計画

（1）生活排水処理計画

下水道で処理する区域及び人口等

区　分　・　年　度	平成 26 年度
行政区域内人口　（人）	18,503 平成 26 年 1 月 1 日現在
行政区域内面積（ｈａ）	517
処理区域内人口　（人）	18,498
下水道整備面積（ｈａ）	390
下水道普及率　（%）	99.97

（2）し尿・浄化槽汚泥の処理計画

ア　収集・運搬計画

①　収集・運搬する廃棄物の量

別紙 2・3 のとおり

②　収集区域の範囲

北方町全域

③　収集回数及び収集の方法

a　し尿

し尿汲み取り届出がある一般家庭及び事業所並びに施設等を 1 ヶ月間隔を原則として、バキューム式収集運搬車により収集を行う。

b　浄化槽汚泥

浄化槽の清掃及び清掃に伴って生じた汚泥等の収集・運搬は、浄化槽法第 35 条に基づく浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に基づく一般廃棄物処理業の許可を受けた業者が、一体の業務として行うものとする。収集回数は、随時行うものとする。収集の方法は、バキューム式汚泥収集運搬車により収集する。

イ　中間処理計画

a　処理施設の概要

施　設　名	もとす広域連合衛生施設
所　在　地	瑞穂市生津天王東町 2 丁目 57 番地
形　式	低Ⅱ段活性汚泥
公　称　能　力	140ｋｌ／日

ウ　最終処分計画

処分される廃棄物の量

種　　類	量	処　理　・　処　分	
し　尿	kl/年 180	もとす広域 連合衛生施設	処理施設で処分
浄化槽汚泥	3,000		

（3）　住民に対する広報・啓発活動

ア　し尿・浄化槽関係

①　浄化槽設置者に対し、保守点検、清掃、法定検査などの適正な維持管理を確実に行うよう指導する。

②　保守点検、清掃、法定検査などを行っていない浄化槽設置者に対し、指導文書を配布する。

③　「環境だより」、「広報きたがた」に、保守点検・清掃・法定検査（3つの義務）等についての記事を掲載し、啓発する。

別　紙　1

平成 26 年度　　一般廃棄物収集運搬予定量（北方町リサイクルセンター）

（単位：ｔ）

種類			量
粗大ごみ			250
	破砕残渣		105
	可燃ごみ		20
	不燃残渣		5
	資源ごみ		120
		その他金属	70
		固形燃料化	50
不燃ごみ			68
	その他不燃物		20
	資源ごみ（陶器・ｶﾞﾗｽ製食器類）		40
	有害ごみ		8
		蛍光管	3
		乾電池	5
資源ごみ			490
	古紙類		300
	古　着		55
	プラ容器包装		40
	ペットボトル		20
	ステロール・トレイ		3
	空き缶		32
	ガラスびん		40
		白（無色透明）ガラスびん	20
		茶色ガラスびん	10
		その他のガラスびん	10
合　計			808

別　紙　2

平成26年度　し　尿　収　集　処　理　計　画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により定めるものとする。

1　計画処理区域

北方町全域

2　し尿処理

（1）し尿の収集処理主体

一般家庭及び事業所並びに町施設等から排出されるし尿の収集形態及び処理主体は次のとおりである。

区　分	収　集　区　域	処　　理　　処　　分
許　可	北　方　町　全　域	もとす広域連合衛生施設 低Ⅱ段活性汚泥処理

3　処理計画

（1）　し尿の収集運搬

ア　収　集

し尿汲み取りの届出がある一般家庭及び事業所並びに施設等を1ヶ月間隔を原則として収集を行う。予定搬出量は 180ｋｌ/年を見込む。

イ　収集したし尿の搬入先

もとす広域連合衛生施設へ搬入する。

4　処理施設

施　設　名	もとす広域連合衛生施設
所　在　地	瑞穂市生津天王東町2丁目57番地
処理方式	標準脱窒素処理方式（低Ⅱ段活性汚泥）
処理能力	140ｋｌ/日（浄化槽汚泥と併せて）
運　　転	24時間連続運転

別　紙　3

平成 26 年度　浄化槽汚泥処理計画

1　浄化槽汚泥の排出状況

浄化槽設置基数及び年間汚泥排出量の見込みは次のとおりである。

	設置基数	汚　泥　排　出　量
単独処理浄化槽	852 基	3,000ｋｌ
合併処理浄化槽	43 基	

＊設置基数は事業所管理を含める。

2　収集・運搬計画

許可業者の年間稼動日数は 205 日とし、日量　約 12ｋｌを収集・運搬させることとする。

3　搬入先

瑞穂市生津天王東町 2 丁目 57 番地　　もとす広域連合衛生施設

4　処　分

浄化槽汚泥の処分は、もとす広域連合衛生施設のし尿処理場において、し尿と併せて行う。

5　処理施設

施　設　名	もとす広域連合衛生施設
所　在　地	瑞穂市生津天王東町 2 丁目 57 番地
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式（低Ⅱ段活性汚泥）
処 理 能 力	140ｋｌ/日（し尿と併せて）
運　　転	24 時間連続運転

別紙4

し尿汲み取り日程

平成26年4月1日～平成27年3月31日

北方町	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
春来町・小柳・駒来町・仲町・船町	1 火	1 木	2 月	1 火	1 金	1 月	2 木	4 火	1 月	5 月	2 月	2 月
高屋	3 木	2 金	3 火	3 木	4 月	2 火	3 金	6 木	2 火	6 火	3 火	3 火
新町・天王町・森町	4 金	8 木	5 木	4 金	5 火	4 木	6 月	7 金	4 木	8 木	5 木	5 木
朝日町・芝原・黒定町・若宮町	8 火	12 月	9 月	8 火	8 金	8 月	9 木	11 火	8 月	13 火	10 火	10 火
東加茂・清水・地下・本町	10 木	13 火	10 火	10 木	11 月	9 火	10 金	13 木	9 火	15 木	12 木	12 木
石町・大門・戸羽町	14 月	16 金	13 金	14 月	18 月	12 金	16 木	17 月	12 金	19 月	16 月	16 月
米町・千歳町	15 火	19 月	16 月	15 火	19 火	16 火	17 金	18 火	15 月	20 火	17 火	17 火
増屋町・梅野町・一本松・曲路	18 金	22 木	19 木	18 金	22 金	19 金	21 火	21 金	18 木	23 金	20 金	20 金
加茂町	21 月	23 金	20 金	22 火	25 月	22 月	23 木	25 火	19 金	26 月	23 月	23 月
俵町・長谷川西・柱本・天狗堂	22 火	26 月	23 月	24 木	26 火	25 木	24 金	27 木	22 月	27 火	24 火	24 火